

いただいた御意見とそれに対する国土交通省の考え方

御意見	国土交通省の考え方
<p>スマホで映像記録装置の代用をできるようにすべき。</p>	<p>本告示案で求める基準を全て満たす映像が記録できる装置であれば、装置の形態は問わないため、スマホでの代用も可能です。</p> <p>ただし、スマホで代用する場合、発熱やバッテリー持続時間、画角要件、前方を映すスマホと操縦者を映すスマホの2台が必要など、映像記録装置（ドライブレコーダー）として販売されているものには見られない特有の懸念が生ずる可能性がありますので注意が必要です。</p>
<p>小型船舶のみを用いて行う旅客不定期航路事業者のみ、ドライブレコーダーの取り付け対象とするのはおかしい。</p>	<p>本告示において、義務付け対象となる事業は定めておらず、省令において対象を定めています。なお対象については、船員の定着率が低く、ヒューマンエラーによる事故の発生頻度が他の旅客船事業と比べて高い小型船舶のみをその用に供する旅客不定期航路事業（知床遊覧船事故を起こした旅客船 KAZU1 相当の事業）を対象としています。</p>
<p>告示案によれば、記録する事項として、船舶の進行方向の映像と操縦者が行う当該船舶の操縦にかかる映像、汽笛周囲の音、日時、位置とされている。</p> <p>国土交通省のHPに掲載されているベストプラクティスでは機関室内、客室内なども映像記録するようになっている。</p> <p>これは過剰な事例をかかげており、このような事例は不適切かと思う。</p>	<p>本告示案では、機関室や客室の映像記録を義務付けておりません。なお、国土交通省のHPへ掲載しているベストプラクティスは事業者のドライブレコーダーの船舶への活用事例を紹介するものであり、最低限の義務化要件を説明する意図で公表しているものではありません。</p>
<p>ドライブレコーダーは自動車部品の量販店でも購入できるので、問題ないが、船舶への取り付けとなると、対応できる業者があるかどうか疑問。</p> <p>船舶へのドライブレコーダー設置・教育義務化をもとめるならば、機器の取り付け方でフォローするべきである。</p>	<p>映像記録装置（ドライブレコーダー）の設置につきましては、令和7年3月に策定した「船舶におけるドライブレコーダーの映像を活用した教育訓練ガイドライン」において、複数種類の船舶での事例を示しております。また、既に船舶に活用できる映像記録装置を取り扱う事業者が複数存在しており、これらの事業者は設置</p>

<p>また、船外機船など発電機の位置、バッテリーの位置からドライブレコーダーまでの設置・配線等困難な船舶も存在する。物理的に設置不能な船舶への免除を願いたい。</p>	<p>に関する相談にも対応しております。国土交通省ホームページでは、実際に設置した事業者の事例（ベストプラクティス）を公開しており、これらも参考にさせていただけると考えています。</p> <p>さらに、船外機船等、船舶の構造上、配線等に工夫が必要な場合もあると認識しておりますが、現在市販されている船舶用映像記録装置には、バッテリー内蔵型や配線の延長が可能なものなど様々なタイプがあるため設置は可能と考えております。</p>
<p>ドライブレコーダー映像による教育はバス、トラックにおける事例からきたものと思う。バス、トラックは日々違う道路を運行し日々担当ドライバーも変わる。</p> <p>一方、旅客船においては、旅客不定期航路事業者は基準航路図に基づき決まった航路を運航する。毎日同じところの映像を残したところで効果はなく、一回航路上を航行しこれの映像をもって教育資材とすればたりるものと思う。したがって、この施策は不要かと思う。</p>	<p>御指摘のとおり、旅客不定期航路事業は定められた航路を運航するものですが、映像記録装置の記録を用いた教育訓練は、単に航路の確認にとどまらず、以下のような効果が期待されます。</p> <p>①同じ航路であっても、気象海象条件（波浪、潮流、視界等）は日々変化し、それに応じた操船判断や対応が求められます。様々な条件下での操船映像を蓄積し活用することで、より実践的な教育訓練が可能となります。</p> <p>②ヒヤリハット事例（他船との接近、突然の気象変化への対応等）は予期せず発生するため、日々の運航を記録することで、これらの貴重な場面を教育訓練に活用することができます。</p> <p>③操縦者個人の操船の癖や改善点を客観的に確認し、継続的に技能向上を図ることができます。</p> <p>なお、実際に映像記録装置を導入し教育訓練を実施している事業者からは、「口頭では指導しづらいニュアンスが映像では一目瞭然で伝えやすい」「ヒヤリハットの振り返りに有効」などの評価をいただいております。</p> <p>このように、継続的な記録と活用により、安全性の向上が期待できることから、本制度を導入する方針としたものです。</p>

<p>記録装置の条件の中で「周囲の音声」も同時に記録することができるものとあるが、船内はエンジン音等の騒音もあり、会話が聞き分けられるような録音ができないことも予想される。それでも録音機能は義務化するほど必要なものか。</p>	<p>御指摘のとおり、船内はエンジン音等の騒音があり、会話の内容まで明瞭に録音できないことがあることは認識しております。</p> <p>しかしながら、本制度における音声記録は、会話内容の収集を主目的とするものではなく、自船および他船の汽笛・警笛、船内機器の警告音やアラーム等といった運航に関わる音声情報を記録することを想定しております。</p> <p>これらの音声情報は、映像と併せて記録することで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どのような警告が発せられた時に、操縦者がどのような対応をとったか ・ 他船の汽笛に対して適切な回避行動がとられたか ・ 機器の異常音発生時にどのように判断・対応したか <p>といった、運航時の状況をより正確に把握することができ、教育訓練において有効に活用できると考えております。</p> <p>特に、ヒヤリハット事例を振り返る際には、映像だけでは気づきにくい音声情報（警告音の発生タイミング、他船の汽笛等）が重要な手がかりとなる場合があります。</p> <p>このため、音声記録機能は安全運航のための教育訓練に資するものとして、本制度に含めることとしたものです。</p>
<p>ガイドラインの要件では、「前方用カメラを前に」とは書いていなかった。船首にカメラをつけるのが一番よく取れると思うが、例えば操縦装置の後ろ側でも高い位置から撮影したら前はよく取れると思う。</p> <p>必ずしも前方につけなくても前方の映像はしっかりと撮影できる。ガイドラインでは「前方用カメラは、操船者の視界に近い位置に設置することが望ましい」と書いてあったが、それくらいではだめなのか。</p> <p>設置場所を「操縦装置より前」と限定して</p>	<p>御指摘のとおり、船舶の前方の映像は必ずしも操縦装置の前方からでなくとも撮影することができるため、規定を修正することとします。</p> <p>本告示一号イを以下の記載とします。</p> <p>「対象船舶に備え付けられた第三号の前方用カメラにより撮影される対象船舶の進行方向の映像」</p>

<p>しまうと、船の構造によっては取り付けが難しくなったり、かえって実用性が下がる可能性もあると思う。</p>	
<p>当社は東京湾内及び河川を運航する屋形船事業者であり、船舶の運航水域は平水水域であり知床のような急変な天候の変化が少ない。</p> <p>ドライブレコーダーを船内に設置する場合には、問題なく設置可能だが、屋形船の場合には上半身を屋根より高い位置においての操船であるので操船者全体を録画できない。</p> <p>船外でのドライブレコーダーを設置するにしても車用のドライブレコーダーであるため信頼性が損なわれている。塩害により故障の発生が考えられる。船外でのドライブレコーダー設置は、カメラに海水の付着、雨天時の水滴の付着により鮮明な画像が収録できないので船舶用のドライブレコーダーが開発されてからが望ましい。</p> <p>また、屋形船は主に夜間での運航でありドライブレコーダー設置義務船舶から除外とすることが望ましい。</p>	<p>区域で天候の急変が少ない場合であったとしても、橋梁や護岸等の構造物への接近航行、他船との接近など、それ以外のリスクは存在していることから、ドライブレコーダーを用いた教育訓練は有効と考えております。</p> <p>屋形船のような船舶（操船者が屋外にいる屋根のない船舶）への設置方法についてですが、ドライブレコーダー設置用のポールを新たに立てたり、その他操舵装置付近の構造物に設置したりした事例が存在しています。</p> <p>また、カメラへの水滴の付着や塩害などについて対策された船舶に活用できるドライブレコーダーは既に開発されておりますので、そちらをご活用いただくことも可能です。その他、必要に応じてドライブレコーダーメーカー等にご相談いただければと思います。</p> <p>なお、日没から日出までの間のみ運航する場合には不要ですが、それ以外の時間帯に運航することがある場合には必要となります。</p>

※取りまとめの都合上、いただいた御意見は整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。